

平成 26 年度～平成 30 年度の収支見通しについて（平成 26 年 7 月）
（一定の前提に基づく機械的試算）

（ 前回の収支見通し（平成 26 年 1 月試算）と前提の考え方は同じ（計数は直近の実績等を反映）。
 また、消費税率引上げに伴う診療報酬改定の影響を織り込む。 ）

1. 5 年収支見通しの主な前提

（1）被保険者数の見通し

- 「日本の将来推計人口」（平成 24 年 1 月国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽの被保険者数の割合を一定とする。

（2）総報酬額の見通し

- 次の 3 ケースを使用する。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
I 低成長ケース(注)×0.5	1.15%	1.45%	1.4%
II 0%で一定	0%	0%	0%
III 過去 10 年間の平均で一定	▲0.4%	▲0.4%	▲0.4%

（注）低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（平成 26 年 1 月 20 日）」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成 26 年財政検証結果）」（平成 26 年 6 月）における低成長（ケース F～ケース H）にも用いられているものである。

(参考1)

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（平成26年1月20日）」の経済前提

	平成28年	平成29年	平成30年
高成長ケース	2.5%	3.6%	3.7%
低成長ケース	2.3%	2.9%	2.8%

(注) 高成長ケースとは内閣府経済再生ケースに準拠する経済前提であり、低成長ケースとは内閣府参考ケースに準拠する経済前提である。なお、この経済前提は厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」（平成26年6月）にも用いられているものである。

(参考2)

平成26年1月試算の賃金上昇率の前提

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 経済低位ケース(注)×0.5	0.8%	1.05%	1.05%	1.05%
II 0%で一定	0%	0%	0%	0%
III 過去10年間の平均で一定	▲0.5%	▲0.5%	▲0.5%	▲0.5%

(注) 経済低位ケースは、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成21年財政検証結果）」（平成21年2月）における賃金上昇率の前提である。

(3) 保険給付費の見通し

- 医療給付費は、平成22年度から平成24年度の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用する。なお、平成27年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴う診療報酬改定の影響については、平成26年4月の消費税率8%への引上げに伴う診療報酬改定の影響に準じて織り込む。

70歳未満	2.2%
70歳以上75歳未満	0.3%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	1.2%

- 現金給付費は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する。

2. 国庫補助率及び後期高齢者支援金について

- 特例措置終了後の平成27年度以降は、次の2つの制度前提に基づき試算を行う。

制度前提A（現状維持）	国庫補助率16.4% 被用者保険が負担する後期高齢者支援金の1/3を総報酬按分
制度前提B（協会要望）（注）	国庫補助率20% 被用者保険が負担する後期高齢者支援金の全額を総報酬按分

（注）「協会要望」の施行時期は平成27年度～平成30年度の4通り。なお、施行前の国庫補助率等は「現状維持」とする。

3. 保険料率の試算について

○ 現在の保険料率10%を据え置くケースを含め、次の3ケースについて試算を行う。

ケース①	現在の保険料率（10%）を据え置いた場合
ケース②	準備金が枯渇する前年度まで保険料率10%を維持し、準備金が枯渇する年度以降は均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）
ケース③	均衡保険料率（準備金は取り崩さず、単年度収支が均衡する保険料率）

○ 上記の他、次のケースについても試算してはどうか。

- ・ 準備金が法定準備金を確保することができる年度まで、保険料率10%を維持する。
- ・ 準備金が法定準備金を下回る年度以降は、法定準備金を確保できる水準の保険料率を設定する。

（注）協会けんぽにおける法定準備金は、保険給付費や高齢者拠出金の支払いに必要な額の1カ月分と定められている。